

沿岸広域振興局長告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年11月27日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 岩泉平井賀普代線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村松前沢76番12地先内	新	m 13.4~9.0	m 33.0
	旧	13.4~9.0	33.0
下閉伊郡田野畑村和野237番1地先から237番8地先まで	新	A 37.8~9.0	86.3
		B 18.7~12.6	96.7
	旧	A 37.8~9.0	86.3

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成24年11月27日から同年12月27日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 大川松草線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字下町132番12地先から132番14地先まで	新	m 18.0~10.0	m 424.0
	旧	10.9~6.0	424.0

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成24年11月27日から同年12月27日まで